

○警察署長が行う更新時講習の実施要領

平成16年10月19日
〔通達（免）第128号〕

第1 目的等

- 1 この要領は、運転免許の更新時講習のうち、警察署長が行う優良運転者講習及び一般運転者講習（以下「優良運転者等講習」という。）の事務について効果的運用を図ることを目的とする。
- 2 警察署長が行う優良運転者等講習については、別に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 講習実施日時の指定

警察署長は、講習実施日時の指定に当たっては、同一日時に受講対象者が集中することのないよう配意して調整するものとする。ただし、講習施設及び実施体制等の問題から更新時講習を運転免許証交付日に行なうことが困難である場合のほか、更新に係る運転免許証の郵送による交付を希望する者がある場合は、更新申請の日に行なうことができる。

第3 更新時講習担当者の指定

警察署長は更新時講習担当者を指定する場合は、当該指定を受けた者の不在時に対応できるよう、複数の者を指定しておくものとする。

第4 優良運転者等講習の内容等

優良運転者等講習の内容及び実施時間は、優良運転者講習実施細目（別表第1）、一般運転者講習実施細目（別表第2）及び優良運転者講習及び一般運転者講習合同講習実施細目（別表第3）を基準とする。

第5 配布資料等の取扱い

- 1 優良運転者等講習の際に配布する資料は、おおむね次に掲げるとおりとする。
 - (1) 交通の教則（運転者用）
 - (2) 安全運転自己診断
 - (3) やまなしの交通
 - (4) その他必要と認められる資料
- 2 優良運転者等講習の際に配布する資料については、在庫数量の把握に努め、不足が生じた場合は、更新時講習資料申請書（別記様式）により交通部運転免許課長あてに申請するものとする。

第6 実施年月日

この要領は、平成16年11月1日から実施する。